

# 完成検査申請について

## 1 完成検査

- (1) 完成検査は、製造所等が許可したとおり完成していることを確認し、製造所等の使用禁止を解除するものです。したがって、完成した製造所等が許可した内容と異なっている場合は、原則として、法第10条第4項の技術上の基準に適合していたとしても不適合となります。
- (2) 完成検査前検査において検査された事項は、再度完成検査を受ける必要はありません。
- (3) 変更許可に係る完成検査は、変更部分のみでなく製造所等全体が技術上の基準に適合していなければ合格とはなりません。変更許可に伴う変更工事に係る部分以外の部分については、最新の完成検査で合格し、立入検査又は事前調査等により、適正に維持管理されていることが判明していれば、完成検査前に詳細な確認の必要はありません。

## 2 中間検査の実施

- (1) 完成検査時に検査し、確認することができない事項のうち次の事項については、事前に中間検査が必要となります。
- (2) 次の表の検査項目について、中間検査を実施します。

中間検査対象	項目
地下タンク	①下部スラブ配筋 ②タンク据付 ③配管 ④上部スラブ配筋
建築物の一部に設ける危険物施設	他用途部分との区画壁
埋設配管	位置確認、水圧検査、防食措置（電気防食含む。）の確認
露出配管	水圧検査、さびどめ塗装の確認
屋外タンク貯蔵所の防油堤	配筋検査
屋内給油取扱所の漏えい局限化設備の収容槽（危規則 25-10①(2)参照）	位置、構造
メタノール給油取扱所に設ける収容設備	位置、構造
その他完成時に目視、測定等ができない箇所、特に必要と認められる部分	位置、構造等

なお、建築物の壁・床・柱・はり、給油取扱所の防火塀、屋外タンク貯蔵所の基礎（特定屋外タンク、準特定屋外タンクを除く。）、ポンプの基礎等については、原則中間検査は実施しません。また、写真の提出も必要ありません。

## 3 完成検査の手数料

- (1) 設置許可後、変更許可申請がされ、この変更許可後の完成検査申請の場合  
変更許可後の危険物の数量の倍数に応じた設置の完成検査の手数料となります。
- (2) 完成検査が不適合となり、再度完成検査申請がなされた場合  
新たに完成検査の手数料が必要となります。

#### **4 複数の変更工事に伴う完成検査の手続**

一の製造所等において複数の部分で変更工事が同時期に行われる場合は、一部分の工事終了段階において工事を終了した部分の完成検査を行い、完成検査を実施した部分については、仮使用承認を申請することができます。

#### **5 完成検査済証の交付**

製造所等の関係者は、完成検査に適合し、完成検査済証の交付を受けて、初めて製造所等を使用することができます。

#### **6 製造所等に必要なる各種届出等との関係**

完成検査済証の交付後は、製造所等の使用禁止が解除されることとなるので、予防規程の認可、危険物保安監督者の選解任届等の危険物施設を使用するために必要な届出等は、製造所等の使用を開始するまでに手続が完了するように、提出してください。

# 完成検査申請書の記載例

## 完成検査申請書の記載要領

完成検査申請書は、次に示す記載要領に留意し、記入してください。

様式第8（第6条関係）

①

~~製造所~~  
危険物~~貯蔵所~~完成検査申請書  
取扱所

② 京都市長 殿 申請者		平成〇〇年〇月〇日	
③ 住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）		代表者印	
氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		印	
④ 設置者	住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
設置場所	⑤ 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
製造所等の別	⑥ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑦ 給油取扱所
設置又は変更の許可年月日及び許可番号	⑧ 平成〇〇年〇月〇〇日 京都市指令消予第〇〇号		
製造所等の完成期日	⑨ 平成〇〇年〇月〇〇日		
使用開始予定期日	⑩ 平成〇〇年〇月〇〇日（完成検査済証交付後）		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	検査年月日 検査番号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 この完成検査申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。  
3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
※印の欄は、記入しないこと。

① 申請書及び提出部数の確認等

ア 完成検査申請書は、危規則様式第8により、2部提出してください。

イ 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で消してください。

② 申請宛先は、「京都市長」と記入してください（氏名は原則として不要です。）。

③ 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一の方としてください。ただし、次に掲げる方は、申請者となることができます。

設置者から許可申請に係る権限を委任された方（委任状等の書面が必要）

管理者又は申請者などで、既に申請権があることが届出されている方

印は私印を使用することもできますが、法人の代表者印は代表者の職名を示したものを使用してください。

④ 設置者住所、氏名は、許可申請書に記載されている設置者と同一の場所及び方としてください。

許可後、設置者が変更したとき等は、設置者が変更したことを示す書類を添付してください。

⑤ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を京都市から記入してください。通称町名、番地略称等は記入しないでください。

許可申請書に記載されている設置場所と同一の場所としてください。

移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。

（例）京都市〇〇区〇〇町15番地の2（「15番地の2」を「15-2」と略さないでください。）

⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。

許可申請書に記載されている製造所等の別と同一としてください。

⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（「屋内」、「給油」等と省略することもできます。）

許可申請書に記載されている製造所等の別と同一の区分としてください。

⑧ 申請する製造所等の完成検査に係る設置又は変更の許可年月日及び許可番号を記載してください。

なお、設置の変更、又は変更の変更があったときは、最終の許可に係る番号等を記載してください。

⑨ 工事の完了日又は完了予定日を記載してください。

なお、原則、工事完了後に申請してください。

⑩ 使用開始予定期日を記載してください。